

令和7年度 防火管理講習受講案内（甲種新規・乙種）

本講習の課程を修了すると、消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格を有することができます。

1 受講者の要件

広島市消防局管轄区域内（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区）に居住し又は勤務する、原則、防火管理者として選任される予定の方が対象です。

2 講習日程及び申請期限

種 別 等	実 施 日 ※1		申請期限 ※2
	1 日 目	2 日 目	
甲・乙種第 527 回	令和 7 年 4 月 10 日(木)	4 月 11 日(金)	令和 7 年 3 月 27 日(木)
甲・乙種第 528 回	令和 7 年 4 月 16 日(水)	4 月 17 日(木)	令和 7 年 4 月 2 日(水)
甲・乙種第 529 回	令和 7 年 5 月 14 日(水)	5 月 15 日(木)	令和 7 年 4 月 30 日(水)
甲・乙種第 530 回	令和 7 年 6 月 12 日(木)	6 月 13 日(金)	令和 7 年 5 月 29 日(木)
甲・乙種第 531 回	令和 7 年 7 月 3 日(木)	7 月 4 日(金)	令和 7 年 6 月 19 日(木)
甲・乙種第 532 回	令和 7 年 8 月 7 日(木)	8 月 8 日(金)	令和 7 年 7 月 24 日(木)
甲・乙種第 533 回	令和 7 年 8 月 18 日(月)	8 月 25 日(月)	令和 7 年 8 月 4 日(月)
甲・乙種第 534 回	令和 7 年 9 月 9 日(火)	9 月 10 日(水)	令和 7 年 8 月 26 日(火)
甲・乙種第 535 回	令和 7 年 9 月 24 日(水)	9 月 25 日(木)	令和 7 年 9 月 10 日(水)
甲・乙種第 536 回	令和 7 年 10 月 7 日(火)	10 月 8 日(水)	令和 7 年 9 月 23 日(火)
甲・乙種第 537 回	令和 7 年 10 月 23 日(木)	10 月 24 日(金)	令和 7 年 10 月 9 日(木)
甲・乙種第 538 回	令和 7 年 11 月 25 日(火)	11 月 26 日(水)	令和 7 年 11 月 11 日(火)
甲・乙種第 539 回	令和 7 年 12 月 2 日(火)	12 月 3 日(水)	令和 7 年 11 月 18 日(火)
甲・乙種第 540 回	令和 7 年 12 月 16 日(火)	12 月 17 日(水)	令和 7 年 12 月 2 日(火)
甲・乙種第 541 回	令和 8 年 1 月 8 日(木)	1 月 9 日(金)	令和 7 年 12 月 25 日(木)
甲・乙種第 542 回	令和 8 年 1 月 17 日(土)	1 月 18 日(日)	令和 7 年 12 月 25 日(木)
甲・乙種第 543 回	令和 8 年 1 月 28 日(水)	1 月 29 日(木)	令和 8 年 1 月 14 日(水)
甲・乙種第 544 回	令和 8 年 2 月 19 日(木)	2 月 20 日(金)	令和 8 年 2 月 5 日(木)
甲・乙種第 545 回	令和 8 年 3 月 4 日(水)	3 月 5 日(木)	令和 8 年 2 月 18 日(水)
甲・乙種第 546 回	令和 8 年 3 月 18 日(水)	3 月 19 日(木)	令和 8 年 3 月 4 日(水)

※1 乙種防火管理講習は、1 日目のみの講習となります。

※2 電子申請は申請期限の 17 時 15 分まで申請が可能ですが、申請期限前に定員に達した場合、申請することができませんので、他の日程でお申込みください。

3 講習の申請手続

(1) 申請方法について

インターネットで電子申請によるお申込みとなります。（パソコン、スマートフォンでお申込みできます。）

電子申請の手続き等は、広島市のホームページ「[令和7年度の防火管理講習の実施について](#)」でご案内しています。「広島市 防火管理講習」等と検索していただくか、スマートフォンの場合は、右記二次元コードを読み取っていただくと該当のページが表示されます。申請していただいた氏名・生年月日は修了証発行時に使用します。氏名は通常のパソコンに標準で搭載されている文字で申請をお願いします。



※やむを得ず電子申請が利用できない場合、消防局予防課(082-546-3476)へご連絡ください。

(2) 講習科目の一部免除について

ア 消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習を修了している方は、講習科目の一部を免除することができます。電子申請の手続きの際に、講習事項の一部免除を選択し、講習の免状又は修了証をスマートフォンのカメラ等で撮影し、保存した画像ファイルをアップロードして申請してください。

イ 修了証に旧姓の併記を希望する場合、旧姓が確認できる公的機関が発行した文書（旧姓が記載された住民票、運転免許証等）を、上記と同様の方法でアップロードして申請してください。

4 テキスト代

テキスト代として 6,394 円（税込）を講習当日に現金で徴収します。

使用テキスト名	発 行（製 作）	価 格
防火管理業務テキスト	一般財団法人 日本防火・防災協会 (東京法令出版株式会社)	4,510 円
防火管理維持台帳	一般財団法人 広島県消防設備協会	1,360 円
広島市火災予防条例	一般財団法人 広島市都市整備公社 防災部	524 円

※ 講習時点における最新版のテキストをお持ちいただく場合には、当日の購入は不要です。

※ 改訂版の発行や消費税率の変更等により、テキスト代が変更となる場合があります。

5 講習スケジュール（甲種は2日間、乙種は1日間）

(1) 当日の受付：8時40分～9時20分

- 顔写真付き本人確認書類の提示：マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証等を1点提示
※ 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合は、国民健康保険等の被保険者証または資格確認書、介護保険の被保険者証等の本人確認書類を2点提示してください。
- テキスト代のお支払い（テキストをお持ちいただいた場合は、受付時にお申し出ください。）
- 弁当（500円（税込み））の斡旋も行っていますので、必要な方は講習当日にお申込みください。

(2) 講習時間：9時30分～16時40分

(3) 講習事項を一部免除で申請した受講者は、下記のスケジュールです。

当日の受付：8時40分～10時30分

講習時間：（1日目）10時50分～16時40分、（2日目）10時40分～16時40分

6 注意事項

- 電子申請の受付が完了後、連絡先のメールアドレスに「電子申請受付完了」のメールが届きます。メールをご確認いただき、講習の注意事項等が記載された「講習の手引き」を印刷して、講習当日に持参してください。
- 消火訓練等の実技講習がありますので、動きやすい服装で受講をお願いします。
なお、受講にあたり、不安な点がある方は遠慮なく事前にお申し出ください。
- 遅刻した場合は受講できません。また、早退した場合や甲種防火管理新規講習の2日目を欠席した場合、講習修了とは認められません。
- 大雨等で避難指示が発令された場合、講習を中止させていただくことがあります。

7 問合せ先

講習に関してご不明な点や講習を欠席する場合、事前に消防局予防課(082-546-3476)へご連絡ください。

なお、講習当日は、広島市総合防災センター(082-843-0918)へご連絡ください。

8 講習会場

広島市総合防災センター（〒739-1743 広島市安佐北区倉掛二丁目33番1号）

TEL：082-843-0918 ホームページ：<http://www.bousai-c.city.hiroshima.jp/index.htm>

※ 交通手段等の詳細は、ホームページでご確認ください。

